リバーサイドのぞみ病院 訪問看護及び介護予防訪問看護 運営規程概要

(事業目的)

第1条 医療法人リバーサイドが開設するリバーサイドのぞみ病院(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護等」という。)の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した 日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業所の看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な 連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている事業所名称

事業所の名称 リバーサイドのぞみ病院 訪問看護事業部

所 在 地 徳島県徳島市中徳島町2丁目97-1

電 話 番 号 088-611-1701

FAX番 号 088-611-1702

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的 に行なう。

(2) 看護師等 1名以上

看護師等は、訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1)営業日 月曜日から日曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。なお、電話などによる常時連絡が可能な体制をとる。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

(1)療養上の世話

清拭・洗髪等による清潔管理・援助、食事(栄養)及び排泄等日常生活上の世話、ターミナルケア(2)診療の補助

褥瘡予防・処置、カテーテル管理等の医療処置

(3) 家族の支援に関すること

家族への療養上の指導・相談、家族の健康管理

(指定訪問看護等の利用料及びその他費用の額)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとし、当

該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割、3割の額とする。

- 2 前項に定める額のほか、通常の実施地域を超えて行う訪問看護等に要した交通費については介護保険法における訪問では無料とする。
- 3 死後の処置(保清)料は20,000円とする。
- 4 規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められている。算定基準が改定された場合、改定後の最新の利用料を適用日より算定する。

 訪問看護
 30分未満
 399単位

 介護予防訪問看護
 30分未満
 382単位

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、徳島市、鳴門市、板野郡の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に 周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4)(1)~(3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

- 第10条 事業所は、従業者の資質の向上を図るため、次の通り研修機会を設けるものとし、また業務 体制の整備を行うものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2)継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなく なった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 利用者には原則として身体拘束を行なわない。ただし、生命又は身体を保護する為緊急やむを得ず拘束を行なうことがある。この場合にはその態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事を記載することとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、医療法人リバーサイドと事業所の管理者との協議により定めるものとする。
- 6 苦情申立窓口

ご 利 用 者 相 談 窓 口 平日(土・日曜日、祝祭日を除く)午前9時~午後6時電話番号 088-611-1701

担当者 佐々木 尚子

徳 島 市 介 護 保 険 課 電話番号 088-621-5586国民健康保険団体連合会介護保健課 平日(土・日曜日、祝祭日を除く) 電話番号 088-666-0117

7 緊急時及び事故発生時対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い対応します。また、緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関 リバーサイドのぞみ病院

院 長 名 佐々木 奉文

所 在 地 徳島市中徳島町2丁目97-1

電 話 番 号 088-611-1701

附則

この規程は、令和7年2月5日から施行する。